

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料率が変わります～

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

	平成20・21年度	平成22・23年度	比較
<b>均等割</b> (加入者が等しく負担)	43,143円	44,192円	1,049円増
<b>所得割</b> (加入者の所得に応じて負担)	9.63%	10.28%	0.65ポイント増

### ●保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。

保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

**均等割**  
【1人当たりの額】  
**44,192円**

+

**所得割**  
【本人の所得に応じた額】  
**(平成21年中の所得－33万円)×10.28%**

+

**1年間の保険料**  
(100円未満切捨て)  
(限度額50万円)

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

### ●保険料の軽減について

(1) **均等割の軽減** ～ 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 軽減後均等割額	比較
	軽減割合	軽減後均等割額		
本人の所得が33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	<b>4,400円</b>	100円増
本人の所得が33万円	8.5割軽減	6,300円	<b>6,628円</b>	328円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	<b>22,096円</b>	525円増
33万円+ (35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	<b>35,353円</b>	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

(2) **所得割の軽減** ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

\*軽減判定→180万円－120万円(公的年金等控除)－33万円(基礎控除)＝27万円(軽減に該当)

\*所得割→27万円×10.28%×5割＝13,878円(年間保険料のうち所得割額分)

(3) **被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減**

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは・・・

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

**問い合わせ先**

北海道後期高齢者医療広域連合  
小平町役場 保健福祉課福祉係

☎011-290-5601

☎56-2111(内線287)